

秋田犬ラッピング普及促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内全域で秋田犬をアピールすることにより、秋田犬のまちとして一体感を醸成し観光誘客の促進を図ることを目的に、秋田犬のラッピングを行う事業者に対し秋田犬ラッピング普及促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、大館市補助金等の適正に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人及び個人事業主をいう。
- (2) ラッピング 写真又はイラストによる秋田犬の意匠及び大館市キャッチコピーが印刷されたフィルムを、対象物に貼り付けることをいう。

(助成の対象)

第3条 助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象者」という。）は、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主で、次の各号の要件をすべて満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 前年度までの市税を滞納していないこと。
- (2) ラッピングの対象物は助成対象者が所有していること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は風俗営業を目的としていないこと。

2 助成金の交付対象となるラッピング対象物（以下「ラッピング対象物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車
- (2) シャッター又は窓ガラス
- (3) 自動販売機
- (4) 外壁
- (5) その他市長が特に認めるもの

(対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、ラッピング対象物のラッピングに要する費用（洗浄費用を含む。）及びデザイン費用とする。

2 対象経費は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(助成対象事業)

第5条 助成金の対象事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべてを満たす事業とする。

- (1) 対象経費が3万円以上であること。
- (2) ラッピング及びデザインは、市内の業者（市内に本社を置く法人及び市内に住所を有する個人事業主）が行うこと。
- (3) 通行人等へのアピールに効果的な場所又はラッピング対象物であること。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、対象経費の2分の1の額とする。ただし、1件につき、5万円を上限額とする。

- 2 助成金の算定にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（事業計画の策定及び提出）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、秋田犬ラッピング普及促進事業計画書（以下「事業計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 秋田犬ラッピング普及促進事業収支予算書
- (2) 見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（事業計画の承認、不承認）

第8条 市長は、事業計画書が提出されたときは、審査及び選考を行い、事業計画の承認（不承認）を決定し、秋田犬ラッピング普及促進事業計画承認（不承認）通知書により当該事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 前条の承認通知書を受け、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田犬ラッピング普及促進事業助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ラッピングデザイン図
- (2) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第10条 市長は、申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めるときは助成金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付を決定したときは、速やかに秋田犬ラッピング普及促進事業助成金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更又は取下げ）

第11条 交付決定通知書の通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）が、申請の内容を変更し、又は取り下げようとするときは、秋田犬ラッピング普及促進事業助成金変更（取下げ）申請書（以下「変更（取下げ）申請書」という。）に内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更（取下げ）申請書が提出されたときは、申請内容を審査し変更又は取下げを承認したときは、秋田犬ラッピング普及促進事業助成金変更（取下げ）承認通知書により交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、市長が別に定める日までに、秋田犬ラッピング普及促進事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収証の写し
- (2) ラッピングの写真
- (3) 請求書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、実績報告書の提出を受けた時は、助成金を交付対象者に速やかに支払うものとする。

（助成金の返還等）

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の決定を取消し、その内容を秋田犬ラッピング普及促進事業助成金交付決定取消し通知書により交付対象者に通知するものとする。既に助成金が交付されているときは、秋田犬ラッピング普及促進事業助成金返還命令書（以下「返還命令書」という。）により交付した助成金を返還させるものとする。

- (1) この要綱に定める助成金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 助成金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が助成金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 返還命令書の交付を受けた者は、交付日から起算して60日以内に助成金を返還しなければならない。

（申請書等）

第14条 申請書等は、次に掲げるとおりとし、様式は別に定める。

- (1) 秋田犬ラッピング普及促進事業計画書 様式第1号
- (2) 秋田犬ラッピング普及促進事業収支予算書 様式第2号
- (3) 秋田犬ラッピング普及促進事業計画承認（不承認）通知書 様式第3号
- (4) 秋田犬ラッピング普及促進事業助成金交付申請書 様式第4号
- (5) 秋田犬ラッピング普及促進事業助成金交付決定通知書 様式第5号
- (6) 秋田犬ラッピング普及促進事業助成金変更（取下げ）申請書 様式第6号
- (7) 秋田犬ラッピング普及促進事業助成金変更（取下げ）承認通知書 様式第7号
- (8) 秋田犬ラッピング普及促進事業助成金実績報告書 様式第8号
- (9) 秋田犬ラッピング普及促進事業助成金交付決定取消し通知書 様式第9号

(10) 秋田犬ラッピング普及促進事業助成金返還命令書 様式第 10 号

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 14 日から施行する。